Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）						(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）								(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は別途案内文とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）(5)のキの内容	ア．目につきやすいサイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
61	61	49	54	26	26	48	49	61	4	2	13	13	0	2	54	1	4	4	4	33	23	0	0	0	4	4	29	2	18	26	2	20
福岡県	北九州市	○	○		○	○	○	○							○				○						○	申請方法は、学校申請と直接申請があり、直接申請の場合は各区役所の子ども・家庭相談コーナーにて申請書を提出する。				○	○	
福岡県	福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○						○						○						○					○
福岡県	大牟田市	○	○			○		○							○					○									○	○		
福岡県	久留米市	○	○			○	○	○							○						○						○		○	○		
福岡県	直方市	○	○	○	○	○	○	○							○					○							○		○	○		
福岡県	飯塚市	○	○	○	○	○	○	○									○	9月末までの申請は年度当初から援助、10月1日から2月末までの申請は10月1日から援助する（ただし、転入生は転入した日から）。			○											○
福岡県	田川市	○	○		○	○	○	○							○										○	準要保護については、希望者が教育委員会に申請書を提出し、要保護については、生活支援課からの通知により要保護を把握するため、申請制ではない。				○		○
福岡県	柳川市	○	○			○	○	○			○	小学校入学予定者（新1年生）全員に、郵送でチラシ・申請書を送付している。（郵送時期は1月）			○						○						○					
福岡県	八女市	○	○	○	○	○	○	○							○					○										○		○
福岡県	筑後市	○	○			○	○	○			○	教育委員会から送付する就学時検診（入学前）の案内に、就学援助に関する案内を同封して送付している。			○					○											○
福岡県	大川市	○	○	○		○	○	○							○						○						○		○	○		
福岡県	行橋市	○	○		○		○	○							○						○									○		
福岡県	豊前市	○	○		○	○	○	○							○										○	入学支度金の早期支給希望者は教育委員会に提出。その他の申請希望者は学校に提出。	○					
福岡県	中間市	○	○		○	○	○	○							○						○											○
福岡県	小郡市	○	○	○	○	○	○	○						○							○								○			
福岡県	筑紫野市	○	○	○	○	○		○							○				○	○	○						○					○
福岡県	春日市	○	○	○	○	○	○	○			○	春日市子育てガイド「すくすく」に制度を記載、他所管（制度）の案内文書等に掲載、窓口案内			○					○							○		○	○		
福岡県	大野城市	○	○		○	○	○	○							○										○	申請を希望する者が学校もしくは市内4ヶ所に設置している地域行政センターに提出	○		○	○		
福岡県	宗像市	○	○				○	○			○	全校生徒に就学援助制度の書類を配布している。 前年度の認定者には制度案内及び申請書を各戸郵送している。 就学時健康診断の通知時に案内を同封している。					○	4月～6月分のみ申請締切を設定し、その後随時申請を受け付けている。		○								○				○	○
福岡県	太宰府市	○	○	○	○	○	○	○							○					○							○			○		
福岡県	古賀市	○	○		○	○	○	○							○					○							○		○	○		
福岡県	福津市	○			○		○	○			○	・進級時に前年度認定者にお知らせと申請書を送付（令和5年度からは送付予定なし）			○						○											○
福岡県	うきは市	○	○				○	○						○							○											○
福岡県	宮若市	○	○	○	○	○	○	○							○					○							○			○		
福岡県	嘉麻市	○	○	○		○	○	○							○					○												○
福岡県	朝倉市	○	○	○	○		○	○							○						○							○	○	○		
福岡県	みやま市	○		○		○	○	○									○	随時申請を受け付けており、原則申請月の翌月から援助。		○							○					
福岡県	糸島市	○	○			○	○	○							○					○									○			
福岡県	那珂川市	○	○			○	○	○							○						○									○		
福岡県	宇美町	○	○	○		○		○	○								○	1月末まで随時申請を受け付けており、当初締切を過ぎた申請の場合は申請月からの認定			○						○		○			
福岡県	篠栗町	○	○		○	○	○	○			○	入学通知送付時に書類を同封			○					○									○	○		
福岡県	志免町	○	○	○			○	○							○					○							○					
福岡県	須恵町	○	○			○	○	○			○	各学校の安心安全メールにて就学援助に関するチラシを児童生徒に配布している旨のお知らせを行っている。			○					○												○

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でア と回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（7の場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給をしておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に配布又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居した場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
61	61	56	3	1	0	0	1	1	56	0	0	3	0	0	0	0	0	0	9	46	1	45	46	19	23	34	4	7	1	8	6	6	0	0	0	0	1	0	1
福岡県	北九州市	○							○											○		○	○		○														
福岡県	福岡市	○							○											○		○	○		○		○	○	○										
福岡県	大牟田市	○							○										○			○								○									
福岡県	久留米市	○							○											○		○	○							○									
福岡県	直方市	○							○											○		○	○	○	○	○		○											
福岡県	飯塚市	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	田川市	○							○										○			○	○		○	○													
福岡県	柳川市	○							○											○			○																
福岡県	八女市	○							○											○											○	就学時健康診断の案内に同封して周知							
福岡県	筑後市	○							○											○		○		○		○													
福岡県	大川市	○							○											○		○	○	○		○													
福岡県	行橋市	○							○											○		○	○		○														
福岡県	豊前市	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	中間市	○							○											○		○	○		○														
福岡県	小郡市	○							○											○		○	○	○	○	○	○												
福岡県	筑紫野市	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	春日市	○							○										○			○	○		○	○				○									
福岡県	大野城市	○							○										○			○	○		○	○													
福岡県	宗像市	○							○											○		○	○								○	今年度の認定者の内、対象者がいる世帯へ制度案内及び申請書を各戸郵送している。 就学時健康診断の通知時に案内を同封している。							
福岡県	太宰府市	○							○											○		○	○	○	○	○	○	○											
福岡県	古賀市	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	福津市	○							○											○		○									○	就学時健診の際に、健診会場で案内を配布（健康福祉センターが会場になっているので学校では配布しない）							
福岡県	うきは市	○							○											○		○	○			○													
福岡県	宮若市	○							○											○		○	○	○	○	○													
福岡県	嘉麻市	○							○											○		○	○	○		○				○									
福岡県	朝倉市	○							○											○		○	○	○	○	○	○												
福岡県	みやま市	○							○											○			○	○															
福岡県	糸島市	○							○											○		○	○			○													
福岡県	那珂川市	○							○											○		○	○			○													
福岡県	宇美町	○							○											○		○	○	○		○													
福岡県	篠栗町	○							○											○		○	○	○	○	○					○	入学通知送付時に書類を同封							
福岡県	志免町	○							○											○		○	○	○						○									
福岡県	須恵町	○							○											○		○	○			○				○									

| | | |

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の模倶規定・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	(6) (3)で子と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応									
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由していると思われる者で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活の保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照しの額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および自安額を（5）に記入してください。）	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）				(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) （1）にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(3) （2）でエとした場合のその内容	(4) （1）でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																					倍	倍				ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（（3）に内容を記載してください。）		年	月	
61	61	43	39	29	24	25	39	16	10	15	16	13	12	18	14	36	19	2	0	11	57	0	11	3	33	22	14	11	8	1	1	22	22	
福岡県	北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○						平成25	4	20%未満
福岡県	福岡市	○	○	○	○	○	○	○							○		○			○	1.25		他の要件に該当しない（最新年度の税額が基準額を超過している）が、特別な事情により今年の収入見込みが基準額以下と認められる世帯			○						平成30	4	25%未満
福岡県	大牟田市															○					1.3					○						平成25	4	25%未満
福岡県	久留米市	○	○		○		○										○				1.3					○						平成25	7	25%未満
福岡県	直方市	○															○				1.2			特別支援学級に在籍する児童生徒については係数を2.45倍とする		○						平成26	10	35%未満
福岡県	飯塚市															○					1.5				○				○					30%未満
福岡県	田川市															○					1.3				○			○						40%未満
福岡県	柳川市	○					○										○				1.3					○						平成24	4	20%未満
福岡県	八女市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成25	4	20%未満
福岡県	筑後市															○					1.3					○						平成24	7	15%未満
福岡県	大川市	○	○															○		○	1.3		児童扶養手当を全額受給している者。											25%未満
福岡県	行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○					1.3					○						平成26	4	25%未満
福岡県	豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			児童扶養手当一部支給の所得制限限度額内											20%未満
福岡県	中間市	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○		○				○	1.3		国民年金の掛け金の減免、世帯構成貸付補助金による貸し付け、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定者登録日雇労働者		○			○						35%未満
福岡県	小郡市		○				○										○				1.3					○						平成30	4	20%未満
福岡県	筑紫野市	○	○	○			○										○				1.3					○						平成24	12	20%未満
福岡県	春日市	○	○				○										○				1.311				○		○							20%未満
福岡県	大野城市	○	○	○			○										○				1.3					○						平成24	4	20%未満
福岡県	宗像市															○					1.2					○						平成25	4	15%未満
福岡県	太宰府市	○	○				○													○			市民税所得割額の合計額が設定基準額以下である者											20%未満
福岡県	古賀市		○				○									○				○	1.3		当該年度において、失業等で世帯の経済状況が急変した際に、当該年度の収入が生活保護基準額の1.3倍以内と認められる場合		○		○							20%未満
福岡県	福津市	○	○	○	○	○	○	○						○		○					1.3				○				○					15%未満
福岡県	うきは市	○	○	○	○		○							○						○			教育委員会が特に校長意見等に基づき保護者の経済状態により援助の必要を認めた者											15%未満
福岡県	宮若市																○				1.5				○		○							25%未満
福岡県	嘉麻市	○														○					1.5				○				○					50%未満
福岡県	朝倉市	○														○				○	1.2		申請年度又はその前年度において、主たる生計維持者の失職等により家計が困窮した者			○						平成25	4	20%未満
福岡県	みやま市																○				1.3					○						平成25	4	15%未満
福岡県	糸島市	○	○	○			○									○					1.3				○		○			○（公表値算定の際はア）	前年度末に生活保護基準見直し分を反映させ、次年度はその決定した基準で認定を行う。（年度途中での基準変更は行わない。）			20%未満
福岡県	那珂川市	○	○				○										○				1.266					○						平成25	4	30%未満
福岡県	宇美町	○	○	○		○	○			○	○				○	○					1.3			個別の所得合計から社会保険料・生命保険料・地震保険料を差し引いた所得金額の合計金額で算定している	○			○						30%未満
福岡県	篠栗町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				○		○							20%未満
福岡県	志免町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				○			○						15%未満
福岡県	須恵町	○	○	○		○	○	○						○		○				○	1.3		・世帯構成貸付補助金による貸付け　・その他、学校長が、特に必要と認める者		○				○					20%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
61	61	60	2	2	7	7	7	51	51	0	1	60	1	1	5	5	5	54	54	0	0	15	11	11	4	4	4	0	0	0	0	60	29	29	31	31	31	0	0	0	0	49
福岡県	北九州市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	27,211								○	○	21,852								学用品費・学校給食費については、原則として現物支給している。ただし、事前に校納金で徴収している場合等はこの限りではない。
福岡県	福岡市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	17,315								○			○	22,690	20,683					オンライン学習通信費は、令和3年度：12,000円／年から令和4年度：14,000円／年へ増額 校外活動費（宿泊を伴うもの）、災害給付金は支給実績なし
福岡県	大牟田市	○						○	11,630			○						○	51,060			○			○	40,020	0					○			○	21,000	19,163					通学費及び校外活動費（宿泊を伴うもの）は、令和3年度の支給実績なし
福岡県	久留米市	○						○	11,630			○						○	40,600			○	○	0								○			○	21,490	20,500					通学費は令和3年度の支給実績なし
福岡県	直方市	○						○	※			○						○	51,060			○	○	0								○			○	22,690	21,188					・通学用品費は学用品費に含まれる ・学用品費単価は1年生は13,200円、2～6年生は15,480円 （R4.3.31時点における小学校就学援助対象者に対する2～6年生の割合は87%） ・通学費に関し当年度の実績なし
福岡県	飯塚市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	21,500	20,111					
福岡県	田川市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	21,670	21,603					医療費：実績なし（子ども医療制度の適用） 学校給食費：令和4年度の予算計上した金額（年額）を計上
福岡県	柳川市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	19,340					校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし。
福岡県	八女市	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	22,690					令和4年度予算計上単価を記入
福岡県	筑後市	○						○	※		1年生：11,630円 他学年：13,900円	○						○	54,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	2,654					通学費は支給実績なし
福岡県	大川市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○			○	22,690	16,923					オンライン学習通信費については、令和4年度新設 通学費実績なし
福岡県	行橋市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	26,000								全て令和4年度の予算単価を記入しております。 通学用品費2,270円は小学校1年生は対象外です。 医療費・学校給食費は現物支給です。
福岡県	豊前市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	26,403								
福岡県	中間市	○						○	11,520			○						○	50,600													○			○	21,670	19,709					校外活動費（宿泊を伴わないもの）については実績なし
福岡県	小郡市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	13,733								・通学用品費は2～6年のみ支給 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）については、支給実績なし
福岡県	筑紫野市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,000								
福岡県	春日市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,000								
福岡県	大野城市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	20,170					・PTA会費は長子のみ支給（長子以外は徴収しないため）
福岡県	宗像市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,690								支給平均額は令和4年度予算計上単価 通学用品費は2年生以上 学校給食費は1年生が46,500円、2～3年生が48,250円。 オンライン学習通信費は1年生が10,499円、2～3年生が14,000円。
福岡県	太宰府市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	18,845								通学費については、支給対象者がいなかったため平均支給額を0円としています。
福岡県	古賀市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○			○	22,000	20,302					「通学費」については、令和3年度実績なし。
福岡県	福津市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	20,690					医療費については支払実績なし
福岡県	うきは市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	21,464					校外活動費（宿泊を伴うもの及び伴わないもの）については実績がない
福岡県	宮若市	○						○	13,900			○						○	54,060													○	○	18,140								校外活動費（宿泊を伴うもの及び伴わないもの）については実績がない
福岡県	嘉麻市	○						○	※			○						○	53,060													○	○	15,000								学用品費…1年生（11,630円）2～6年生（13,900円）通学用品費…1年生以外は、学用品費と合算。学校給食費…稲築（1年生【37,170円】2～6年生【38,280円】）山田、碓井、嘉穂（1年生【38,900円】2～6年生【40,040円】）
福岡県	朝倉市	○			○	11,630	11,630					○						○	51,060			○	○	0								○			○	22,690	20,628					通学費については対象生徒なし。宿泊を伴う校外活動についても対象児童なし。
福岡県	みやま市	○						○	11,630			○						○	51,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	18,921					・通学用品費については1年生を除く学年を支給対象とする。 ・通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）は対象児童、支給実績がないため支給平均額を0円とする。
福岡県	糸島市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	21,808					通学用品費は1年生除く。 令和4年度よりオンライン学習通信費の費目追加。金額は当初予算金額で回答。
福岡県	那珂川市	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	20,002					
福岡県	宇美町	○						○	11,640			○						○	51,110			○	○	0								○	○	20,244								通学用品費は学用品費支給額に含まれています。（学用品・通学用品購入費として支給） 通学費は実費支給となりますが、公共交通機関を利用する通学区域はないため、実績は0となります。
福岡県	篠栗町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	33,472								○	○	18,606								通学用品費は、1年生への支給は行っていません。
福岡県	志免町	○						○	10,470			○						○	45,960													○			○	19,350	18,987					学校給食費は実費の9割支給
福岡県	須恵町	○						○	10,467			○						○	48,654													○	○	17,680								

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
福岡県	新宮町		○	○				○							○				○								○					
福岡県	久山町		○			○	○	○							○						○						○	○	○			
福岡県	粕屋町	○	○	○		○	○	○							○					○							○					
福岡県	芦屋町	○	○	○		○		○							○					○							○		○	○		○
福岡県	水巻町	○	○	○	○	○	○	○							○						○						○			○		
福岡県	岡垣町	○	○	○		○		○							○					○										○		
福岡県	遠賀町	○	○		○	○		○							○					○												○
福岡県	鞍手郡小竹町	○	○	○	○	○		○							○						○						○			○		
福岡県	鞍手町						○	○							○				○										○			
福岡県	桂川町	○	○	○		○	○	○		○					○					○							○					
福岡県	筑前町	○	○			○	○	○	○		○	転入手続き時に住民課から案内を配布			○						○									○		
福岡県	東峰村		○				○	○			○	毎年度末に前年認定者に教育委員会から書類を送付			○					○										○		
福岡県	大刀洗町	○	○	○	○	○	○	○							○						○						○		○	○		
福岡県	大木町					○	○	○							○						○						○					
福岡県	広川町	○				○	○	○	○						○					○									○			
福岡県	香春町					○		○							○					○							○					
福岡県	添田町	○	○			○	○	○							○					○							○					
福岡県	糸田町	○	○			○	○	○							○					○												○
福岡県	川崎町	○	○				○	○			○	教育委員会から新入学児童の保護者宛てに案内を送付。				○				○												○
福岡県	大任町		○		○		○	○							○					○							○					
福岡県	赤村			○		○	○	○							○					○												○
福岡県	福智町	○	○				○	○			○	就学児童生徒に文書で配布及び就学前児童へは就学前検診の際に文書を配布。			○					○												○
福岡県	苅田町		○	○				○							○						○									○		
福岡県	みやこ町	○	○			○	○	○			○	就学時健康診断の際に教育委員会が就学支援制度の書類を配布			○						○								○	○		
福岡県	吉富町		○			○		○							○					○												○
福岡県	上毛町		○	○	○	○		○							○					○										○		
福岡県	築上町	○	○		○	○	○	○		○	○	子育て・健康支援課の窓口で、児童扶養手当申請時に配布。 毎学期学校で配布。			○						○						○					
福岡県	吉富町外一市中学校組合		○			○	○	○							○					○												○

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
都道府県	市町村名	＜小学校＞ (1) 実施・検討状況について							＜小学校＞ (3)（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ (4)（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞ (5)（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるものの全てに○）											＜小学校＞ (7) （4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（7）の場合）支給時期	＜小学校＞ (8)（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）					
		ア．入学前支給を行っ	イ．入学前支給を行っ	ウ．入学前支給を行っ	エ．そもそも新入学学用	オ．そもそも対象者がい	カ．その他（内容を（2）		ア．令和3年度（令和	イ．令和4年度（令和	ウ．令和5年度（令和	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入	ア．教育委員会の	イ．自治体の広報	ウ．就学案内の書	エ．就学時健康診	オ．学校の入学前	カ．域内の幼稚園	キ．域内の小中学	ク．民生委員やス	ケ．小学校入学予	コ．その他（内容			ア．予算の確保が困	イ．規則改正などの	ウ．認定回数が増え	エ．（入学前支給と	オ．その他（内容を	
福岡県	新宮町	○							○										○			○	○	○															
福岡県	久山町	○							○											○						○													
福岡県	粕屋町	○							○											○		○	○	○															
福岡県	芦屋町	○							○											○		○	○	○		○		○											
福岡県	水巻町	○							○											○		○	○		○	○													
福岡県	岡垣町	○							○											○		○	○	○		○				○									
福岡県	遠賀町	○							○											○		○	○		○	○					○	町内の幼稚園・保育園にポスターを掲示							
福岡県	鞍手郡小竹町	○							○											○		○	○	○	○	○		○											
福岡県	鞍手町	○							○										○					○															
福岡県	桂川町	○							○												○	○	○			○		○											
福岡県	筑前町	○							○											○			○			○													
福岡県	東峰村			○																																	○		村独自の子育て支援金制度（小・中・高入学時）
福岡県	大刀洗町	○							○											○		○	○		○														
福岡県	大木町	○							○											○						○													
福岡県	広川町	○							○										○			○								○									
福岡県	香春町	○							○											○						○													
福岡県	添田町	○							○											○		○	○			○													
福岡県	糸田町	○							○										○			○	○			○													
福岡県	川崎町	○							○										○			○	○																
福岡県	大任町		○									○																											
福岡県	赤村		○									○																											
福岡県	福智町		○									○																											
福岡県	苅田町	○							○											○			○	○														
福岡県	みやこ町	○							○											○		○	○		○														
福岡県	吉富町	○							○											○			○			○													
福岡県	上毛町	○							○											○					○														
福岡県	築上町	○							○											○		○	○					○			○	就学時健康診断（町施設にて合同で実施）の際に配布。							
福岡県	吉富町外一市中学校組合						○	小学校設置なし																															

| | | |

		4. 就学援助制度の模倶規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)			4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応									
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なっ	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由して	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められ	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍	チ. 特別支援教育就学奨励費の要保護認定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率)	係数(倍率)	(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
																									ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じな	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じる	エ. その他((3)に内容を記載してください				
福岡県	新宮町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.4		その他教育委員会が特に必要と認める者		○		○							15%未満
福岡県	久山町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				○			○						10%未満
福岡県	粕屋町	○	○	○		○	○	○						○	○	○					1.3				○			○						20%未満
福岡県	芦屋町															○					1.3				○				○					30%未満
福岡県	水巻町	○															○				1.25				○		○							35%未満
福岡県	岡垣町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		○					1.25				○				○					15%未満
福岡県	遠賀町		○														○				1.35				○			○						25%未満
福岡県	鞍手郡小竹町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				1.5				○		○							35%未満
福岡県	鞍手町	○	○	○	○		○									○					1.5				○		○							30%未満
福岡県	桂川町																○				1.5					○						平成25	7	35%未満
福岡県	筑前町	○	○		○		○									○					1.25					○						令和2	4	20%未満
福岡県	東峰村	○	○	○		○	○					○	○	○		○					1.3				○			○						15%未満
福岡県	大刀洗町	○			○	○	○									○					1					○						平成30	4	15%未満
福岡県	大木町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○				1.3					○						平成24	12	15%未満
福岡県	広川町																○				1.3					○						平成18	4	10%未満
福岡県	香春町															○					1.3				○		○							45%未満
福岡県	添田町																○				1.2					○						平成30	4	35%未満
福岡県	糸田町	○	○				○									○					1.2			児童扶養手当受給者は1.3倍を掛ける。	○				○					40%未満
福岡県	川崎町															○					1.3				○			○						45%未満
福岡県	大任町															○					1.3				○		○							40%未満
福岡県	赤村															○					1.3				○		○							35%未満
福岡県	福智町	○														○					1.1				○				○					45%未満
福岡県	苅田町	○	○	○	○	○	○							○		○					1.3				○		○							20%未満
福岡県	みやこ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						35%未満
福岡県	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○		○							20%未満
福岡県	上毛町	○	○	○	○	○	○		○											○			遺族年金を受給 DVによる避難のため、児童扶養手当等の受給が不可											20%未満
福岡県	築上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5													25%未満
福岡県	吉富町外一市中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○			○						20%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（5）補足事項
福岡県	新宮町	○						○	12,000			○					○	50,600												○	○	18,107								学校給食費については、令和4年度予算に計上した単価としている。
福岡県	久山町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060				○			○	40,020	0				○			○	22,690	12,432				通学費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）については実績なし。
福岡県	粕屋町	○						○	11,630			○					○	54,060												○	○	19,770								
福岡県	芦屋町	○			○	15,500	15,500					○					○	54,060												○	○	20,876								【小学校】 ①学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、学用品費等として定額で支払う。 ②給食費：全額補助（月額4,300円、8月は1,100円、1年生のみ4月は3,300円） ③修学旅行費：実費補助(修学旅行実施後に精算) ④新入学学用品費：年額54,060円 【学用品費の支給平均額について】 昨年度は、実績額÷認定者数で支給平均額を計上していたが、年度途中での認定者は少数であり、ほとんどが満額支給であるため、今回から本年度予算に計上した単価としている。
福岡県	水巻町	○						○	※			○					○	64,300			○	○	0							○	○	19,065								学用品費（定額）：1年生（13,230円）、2～6年生（15,500円） 給食費（実費）：1年生（2,980円×3,900円×10カ月＝41,980円）、2～6年生（3,900円×11カ月＝42,900円） ※小1のみ4月が2,980円 通学費：実績なし
福岡県	岡垣町	○						○	11,630			○					○	51,060												○			○	22,690	18,103				宿泊を伴う郊外活動新型コロナウイルス感染症の影響にて行われなかったため
福岡県	遠賀町	○						○	11,630			○					○	51,060												○	○	21,243								医療費について：医療券を配布した世帯はあるが、使用しなかったため令和3年度は実績なし。
福岡県	鞍手郡小竹町	○						○	11,630			○					○	51,060												○			○	22,690	21,571				体育実技用具費については実績0円です。 クラブ活動費、生徒会費については各小学校徴収していません。 オンライン通信費についても、現時点では家庭におけるオンライン学習を実施しておりません。
福岡県	鞍手町	○						○	11,630			○					○	51,000												○			○	21,000	21,000				医療費については、3年度実績がないため0円としています。
福岡県	桂川町	○						○	※			○					○	19,900												○	○	21,159								※学用品費の単価について、小学1年生は年間11,100円、小学2～6年生は年間13,270円。 通学用品費については学用品費と併せて支給している。 校外活動費（宿泊を伴うもの）については、コロナの影響により事業がなかったため実績なし。
福岡県	筑前町	○						○	11,630			○					○	54,060												○			○	22,690	20,256				（1）の卒業アルバム代は令和4年度に費目を新設したため、令和3年度までの実績なし（平均支給額は0円）
福岡県	東峰村	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060													○	○	16,242								郊外活動費（宿泊を伴うもの）及び医療費については、R3年度の実績はないため、平均支給額0円を計上。
福岡県	大刀洗町	○						○	11,630			○					○	54,060												○			○	22,690	22,690				
福岡県	大木町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060													○			○	22,690	22,690				
福岡県	広川町	○						○	11,630			○					○	54,060												○			○	22,690	17,576				
福岡県	香春町	○						○	11,420			○					○	23,270												○			○	21,890	20,718				通学用品費　2～6年生2,230円（1年生は新入学児童学用品等に含むため、この項目は0円）
福岡県	添田町	○						○	11,520			○					○	20,900												○	○	21,827								校外活動費（宿泊を伴うもの）については、実施がなかったため。医療費については、請求実績がなかったため。
福岡県	糸田町	○	○	12,584								○					○	25,300												○	○	23,000								医療費は実績なし。 オンライン学習通信費については、令和3年度実施なし。
福岡県	川崎町	○						○	※			○					○	40,600												○			○	23,000	22,312				学用品費：1年生については12,160円、2～6年生については14,330円。 医療費：支給実績なし。
福岡県	大任町	○						○	11,630			○					○	54,060												○	○	20,928								校外活動費(宿泊を伴わないもの)及び医療費については、実績なし
福岡県	赤村	○	○	4,093								○	○	19,900																○	○	20,090								
福岡県	福智町	○						○	※			○					○	19,900												○	○	22,767								学用品費は1年生については12,610円、2～6年生については14,780円 通学用品費及び医療費については実績なし
福岡県	苅田町	○						○	11,630			○					○	54,060												○	○	23,467								・医療費・給食費に関しては現物支給です　・通学用品費は2年生以上にのみ支給 ・令和3年度は給食費無償化を行った
福岡県	みやこ町	○						○	11,630			○					○	51,060												○	○	20,000								通学用品費は、第1学年を除く
福岡県	吉富町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060													○			○	22,690	22,372				オンライン学習を実施しなかったため実績なし。 宿泊を伴う校外活動を実施しなかったため実績なし。
福岡県	上毛町	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060													○	○	22,569								校外活動費（宿泊を伴うもの）については、実績がない
福岡県	築上町	○						○	11,630			○					○	54,060												○	○	24,869								校外活動費は実績がありません。
福岡県	吉富町外一市中学校組合																																						

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |